

性的マイノリティへの理解を深めるために

このリーフレットは、『性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～』から抜粋したものです。

◆「LGBT」とは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。「LGBT」という言葉は、性的マイノリティの総称としても使われています。

① **L**esbian (レズビアン) 女性同性愛者

女性を恋愛や性愛の対象とする女性

② **G**ay (ゲイ) 男性同性愛者

男性を恋愛や性愛の対象とする男性

③ **B**isexual (バイセクシュアル) 両性愛者

男性・女性の両方を恋愛や性愛の対象とする人

④ **T**ransgender (トランスジェンダー) 性別越境者

「からだの性（生物学的性）」と「こころの性（性自認、性の自己認識）」が一致していない人です。自分のからだに違和感があって、多くは「こころの性（性自認、性の自己認識）」で生きようとしています。

◆トランスジェンダーの性的指向は様々です。

(例) からだの性（生物学的性）が女性で、こころの性（性自認、性の自己認識）が男性のトランスジェンダーの場合

→ 恋愛や性愛の対象が女性であれば「異性愛」

→ 恋愛や性愛の対象が男性であれば「同性愛」

※ここに示す以外にも、様々な性的マイノリティがいます。

◆性的マイノリティが直面する様々な困難の例

◇窓口や電話で問い合わせをするとき

書類上の性別と外見の性別が合わないことを理由に、周囲の人の前で何度も聞き直されたり、二度見されたりする。

◇施設を利用するとき

周囲の目が気になり、男女どちらのトイレにも入れない。

◇医療機関で受診するとき

病院の受付での対応、トイレや更衣室の設備を使用するのに不安があり、いつも市販薬で対応している。

◇生活の様々な場面で

同性のパートナーと同居していることが近所に理解されないため、近所付き合いを控えざるを得なかったり、引越しを迫られたり、住む場所が限定されたりする。

◇災害の様々な場面で

- ・避難所で周囲から奇異な目で見られた。
- ・受付で性別記載を求められるため、受付がしづらく、支援物資の受取りができなかった。

◆県職員に求められること

偏見や決めつけで対応するのではなく、一人ひとりの方の状況に応じた対応をすることが必要です。

- ・対応している方の性を安易に決めつけないようにしましょう。
- ・当事者の意思や希望を確かめながら対応しましょう。
- ・当事者が安心して利用・相談できる環境を作りましょう。
- ・多様な課題を抱える方への相談や支援活動を進めるとき、当事者の背景に、性的指向や性自認に関するニーズが隠れている場合があることを心に留めておきましょう。

- ・同性カップルから様々な申入れがあった場合、どう対応するかなど、起こり得る事態について予め検討し、情報共有しておくことが必要です。
- ・外見と戸籍上の性別が違うということを周囲に暴露されることがあってはいけません。「本人の同意を得ない秘密の暴露」は、「**アウトティング**」と言って、絶対に避けなければなりません。

※トランスジェンダーのカップルやトランスジェンダーがパートナーであるという方等から様々な申入れがある場合もあります。

※同性愛、両性愛等の性的指向についても、アウトティングは絶対にしてはいけません。

※トランスジェンダーへの偏見や差別による家族内のDV、同性カップル間のDVが起こることがあります。相談があった際は適切に対応しましょう。

◆職場において望まれること

- ・職務を遂行する時に大切なことは、性的マイノリティの当事者に対して、「偏見や差別意識を持たない」ということです。自分の中に偏見や差別意識がないか振り返り、業務のあり方を点検してみてください。
- ・私たちの職場にも、周囲の何気ない言動で傷ついている人がいるかもしれません。場の雰囲気や壊すことがあるとしても「今の発言はおかしい」と声をあげたいものです。

「(見た目) あの人は男?女?」

気づかないふりをしていますが、冷たい視線を感じています。

「あの人、ゲイじゃない?」

それがどうした!ということ。同性愛は異性愛と同じです。

「お前はオカマか!」

偏見にあふれたジョークを横で聞いて、傷ついている人がいます。

「(冗談で) 俺を狙うなよ」

同性愛を笑いに使うような言動は、人権感覚を問われます。

「レズ/ホモってキモいと思わない?」

同性愛を気持ち悪いと思う発言に、同性愛への偏見があふれています。また、「レズ」「ホモ」という呼称自体が侮辱的な呼称です。

「彼氏/彼女はいる?早く結婚したほうがいいよ。」

同性愛等をカミングアウトしていない人は、頭の中で異性愛に切り替えて話すのがストレスになります。

「オネエはどうも無理!」

差別意識から出る発言は、その人の人権感覚が問われるとともに、ひそかに傷ついている人がいます。

◆関連する用語

アウトティング	公表していない性的指向や性自認等に関して、本人の同意を得ずに秘密を暴露すること。
アライ	英語の Ally(理解者、支持者)の意味で使う。LGBTをはじめとする性的マイノリティについて理解、共感し、支援活動や啓発活動を共にする人。
カミングアウト	自分がこれまで公表していなかった自己の性のありようなどの秘匿していたことを他者に表明すること。
レインボーフラッグ	「赤橙黄緑青紫」6色の旗は、性的少数者の尊厳と多様性の尊重を目指す活動のシンボルとして使われている。考案者は、故ギルバート・ベイカー氏。アメリカでゲイの権利活動をしていたハーヴェイ・ミルク氏らと活動を共にした。

◆相談窓口

	窓口名	連絡先・電話番号	相談日・時間等
熊本県	人権相談	熊本県人権センター 096-384-5822	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
	DV相談	熊本県女性相談センター 096-381-7110	○電話相談 平日 8:30～22:00 土日祝 9:00～22:00 (年末年始を除く) ○来所相談(要予約) 平日 8:30～17:15 ※配偶者やパートナーからの暴力に悩む方からのご相談をお受けしています。
	障がい(身体・知的)相談	熊本県福祉総合相談所 096-381-4461	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	こころの健康相談電話	熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00 ※18歳以上の方からの電話と来所(面接)による相談をお受けしています。 ※来所による相談は予約制。まずはお電話でお問い合わせください。
	医療安全相談窓口	医療安全相談窓口(熊本県健康福祉部健康局医療政策課内) 096-383-7020	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
	熊本県男女共同参画相談室らいふ	熊本県男女共同参画相談室らいふ 096-333-2666(土曜日以外) 096-355-2223(土曜日)	月・木・金・土曜日 9:30～16:00 火曜日 9:30～19:30 ※祝日(土曜日を除く)、年末年始を除く
国	みんなの人権110番	最寄りの法務局・地方法務局 0570-003-110	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
民間	よりそいホットライン	よりそいホットライン 0120-279-338	24時間受付、年中無休 ※セクシュアルマイノリティの専門回線(4番)があります。

※県と国の相談窓口は、いずれも性的マイノリティのみを対象とした専門相談機関ではありません。

※無断転用はお断りします。

発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：平成30年度